



福島医発第 921 号 (地)

平成 25 年 6 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公印省略)

盆休み中における保険診療の加算取扱いについて

盆休み期間中における保険診療の取り扱い解釈について、下記のとおり貴会会員へ指導並びに周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 盆休み閉院中は、日曜日を除き「休日加算」の算定は出来ない。
2. 上記 1. は、休日急患診療所または、輪番当直の医療機関においても同じ取り扱い。
3. 盆休みを表示している医療機関において、盆休み閉院中に急患等やむを得ない理由により診療を行った場合「時間外」加算の取り扱いができる。

なお、「深夜加算」は従来と同じ取り扱い。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽